

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）

新旧対照表（案）

目 次

第 1 章 総則	
第 2 節 計画の性格	1
第 3 節 火山防災の基本理念	2
第 6 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	3
第 7 節 県土の概況	4
第 2 章 災害予防計画	
第 1 節 火山防災協議会活動計画	6
第 2 節 防災知識普及計画	8
第 4 節 防災訓練計画	10
第 5 節 気象業務整備計画	11
第 6 節 避難対策計画	14
第 3 章 災害応急対策計画	
第 1 節の 2 広域防災拠点活動計画	17
第 2 節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	18
第 6 節 災害予測図修正計画	22
第 7 節 広報広聴計画	23
第 18 節 避難・救出計画	24
第 29 節 農畜産物応急対策計画	26
第 30 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	27

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-1	<p style="text-align: center;">第2節 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき岩手県防災会議が策定する「岩手県地域防災計画」の「火山災害対策編」として、火山災害に対処するため必要な予防・応急対策及び復旧・復興に関する事項について定めるものである。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき岩手県防災会議が策定する「岩手県地域防災計画」の「火山災害対策編」として、火山災害に対処するため必要な予防・応急対策及び復旧・復興に関する事項について定めるものである。</p> <p><u>また、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、この計画に定めるべきとされた事項については、今後、火山防災協議会の意見を踏まえて規定するものである。</u></p>
修正理由	<p>○ 活動火山対策特別措置法の改正に伴い、同法に規定する法定事項については、火山災害対策編に今後記載することを明記するもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-1	<p style="text-align: center;">第3節 火山防災の基本理念</p> <p>1 関係機関との連携</p> <p>○ 火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、<u>県</u>が設置する火山防災協議会の <u>共同検討</u>を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進めることが必要である。</p> <p>特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 火山防災の基本理念</p> <p>1 関係機関との連携</p> <p>○ 火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、<u>県及び市町村</u>が <u>共同で</u>設置する火山防災協議会の <u>検討</u>を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、火山防災対策を進めることが必要である。</p> <p>特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識者等専門家との緊密な連携を図るものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>2 [略]</p>
修正理由	<p>○ 所要の修正をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																
3-1-2	第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第2 防災関係機関の業務の大綱 1～3 [略]	第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 第2 防災関係機関の業務の大綱 1～3 [略]																
3-1-4	4 指定公共機関 <table border="1" data-bbox="276 483 820 985"> <thead> <tr> <th data-bbox="276 483 608 528">機関名</th> <th data-bbox="608 483 820 528">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="276 528 608 573">[略]</td> <td data-bbox="608 528 820 573"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 573 608 931"> 東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株) </td> <td data-bbox="608 573 820 931">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 931 608 985">[略]</td> <td data-bbox="608 931 820 985"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)	[略]	[略]		4 指定公共機関 <table border="1" data-bbox="884 483 1428 985"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 483 1216 528">機関名</th> <th data-bbox="1216 483 1428 528">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 528 1216 573">[略]</td> <td data-bbox="1216 528 1428 573"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 573 1216 931"> 東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) </td> <td data-bbox="1216 573 1428 931">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 931 1216 985">[略]</td> <td data-bbox="1216 931 1428 985"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]	[略]	
機関名	業務の大綱																	
[略]																		
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株)	[略]																	
[略]																		
機関名	業務の大綱																	
[略]																		
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]																	
[略]																		
3-1-5	5・6 [略]	5・6 [略]																
修正理由	○ 指定公共機関の合併等に伴い、所要の修正をするもの																	

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-9	<p style="text-align: center;">第7節 県土の概況</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 地勢、地質 (1)～(3) [略] (4) 火山 ア [略] イ 各火山の状況</p> <p>① 八幡平 主に安山岩の成層火山群で <u>硫気孔</u>・温泉・泥火山が多い。昭和48年、平成8年に地震が群発したが、噴火記録はない。</p> <p>② 岩手山 玄武岩・安山岩の西岩手・東岩手の2成層火山が結合した火山である。東岩手山の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷(現在も <u>硫気活動</u>活発)での小爆発1回のほかは、全て東岩手山である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある(17・18世紀)。</p> <p>平成7年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。</p> <p>岩手山の活動状況の詳細については、資料編1-6-5(地震回数の推移は資料編1-6-6)のとおり。また、岩手山の噴火の歴史については、資料編1-6-7のとおり。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 県土の概況</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 地勢、地質 (1)～(3) [略] (4) 火山 ア [略] イ 各火山の状況</p> <p>① 八幡平 主に安山岩の成層火山群で <u>噴気孔</u>・温泉・泥火山が多い。昭和48年、平成8年に地震が群発したが、噴火記録はない。</p> <p>② 岩手山 玄武岩・安山岩の西岩手・東岩手の2成層火山が結合した火山である。東岩手山の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷(現在も <u>噴気活動</u>活発)での小爆発1回のほかは、全て東岩手山である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある(17・18世紀)。</p> <p>平成7年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。</p> <p>岩手山の活動状況の詳細については、資料編1-6-5(地震回数の推移は資料編1-6-6)のとおり。また、岩手山の噴火の歴史については、資料編1-6-7のとおり。</p>
3-1-10	<p>③ [略]</p> <p>④ 栗駒山 安山岩の二重式火山。外輪山は成層火山で、南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘で、<u>硫気活動が盛んで</u></p>	<p>③ [略]</p> <p>④ 栗駒山 安山岩の二重式火山。外輪山は成層火山で、南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘である。有史後の活動</p>

	<p>ある。有史後の活動は、昭和 19 年の爆発火口内での噴火・泥土噴出など。<u>周辺では地震活動が活発である。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>は、昭和 19 年の爆発火口内での噴火・泥土噴出など。<u>現在では、火山活動は平穏な状態である。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>4 [略]</p>
修正理由	<p>○ 栗駒山の状況について、見直しを行うもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-1	<p style="text-align: center;"><u>第1節 災害予測図作成計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>国、県及び市町村は、火山災害に備えて的確な判断や対応ができるように、災害の種類や規模、地域の危険度を把握し、災害予測図等の整備を行う。</u></p> <p>2 <u>県及び市町村は、火山防災マップ等を利用して、住民に対し予想危険区域や避難場所等に関する啓発・周知を実施する。</u></p> <p>第2 実施要領</p> <p>○ <u>国、県及び市町村は、学識者・専門家等の協力を得て、火山活動に伴い発生する恐れがある火山災害要因毎の予想危険区域や避難場所等を示した火山防災マップを作成し、防災対策及び住民避難対策に活用する。</u></p> <p>○ <u>市町村は、火山防災マップをもとに、地区別等の避難経路等を明記した詳細火山防災マップを作成する。</u></p> <p>○ <u>国、県、市町村その他の防災関係機関は、火山防災マップをもとに事態想定を行い、対策の手順等を検討する。</u></p> <p>○ <u>国、県及び市町村は、事態想定をもとに、図上演習等の手法を導入し、本部訓練を実施する。</u></p> <p>○ <u>県及び市町村は、防災マップ等を活用した住民等への説明会や勉強会、シンポジウム等の開催や防災訓練の実施を通じ、住民等の防災意識を啓発する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第1節 火山防災協議会活動計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町は、共同して火山防災協議会を設置する。</u></p> <p>2 <u>県及び関係市町は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。</u></p> <p>3 <u>県及び関係市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。</u></p> <p>第2 火山防災協議会の組織</p> <p>○ <u>警戒地域に指定された県及び次の市町は、共同して次の火山防災協議会を設置する。</u></p> <p>ア 岩手山火山防災協議会 盛岡市、八幡平市、滝沢市及び雫石町</p> <p>イ 秋田駒ヶ岳火山防災協議会 雫石町</p> <p>ウ 栗駒山火山防災協議会 一関市</p> <p>○ <u>火山防災協議会は、関係県、関係市町、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。</u></p> <p>○ <u>火山防災協議会は、必要に応じて、検討事項に応じた作業部会等を設置する。</u></p> <p>第3 火山防災協議会における協議事項等</p> <p>○ <u>県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。</u></p> <p>○ <u>関係市町は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。</u></p> <p>○ <u>県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討</u></p>

		<p>する。</p> <p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 県</p> <p>○ 県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、市町地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難及び救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>2 関係市町</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>○ 関係市町は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を市町地域防災計画に規定する。</p> <p>○ 関係市町は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。</p>
修正理由	<p>○ 活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、火山防災協議会の組織及び協議事項について規定するため、火山防災協議会活動計画を新たに規定するもの</p> <p>○ 活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、火山災害警戒地域の指定に伴い、県及び市町村が地域防災計画に定める事項について新たに規定するもの</p> <p>○ 火山防災マップ等については、火山防災協議会における学識者等との協議を踏まえ、作成することとしており、「災害予測図作成計画」に規定された事項と同様の趣旨の内容が「火山防災協議会活動計画」に規定されることから、「災害予測図作成計画」については削除するもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-2	<p style="text-align: center;">第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 防災関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有する <u>もの</u> と連携しながら、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 融雪による火山泥流</p> <p>融雪による火山泥流は高速（時速 60km）で流れるため、速やかな避難が必要である。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して <u>火山に関する知識や火山噴火の特性等、火山防災に関する</u> 防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者、障がい者等要配慮者 <u>の多様なニーズ</u> に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ 防災関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、<u>観光事業者及び</u> 防災士その他防災に関する知識を有する <u>者</u> と連携しながら、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 融雪による火山泥流</p> <p>融雪による火山泥流は高速（時速 60km <u>を超えることもある</u>）で流れるため、速やかな避難が必要である。</p>

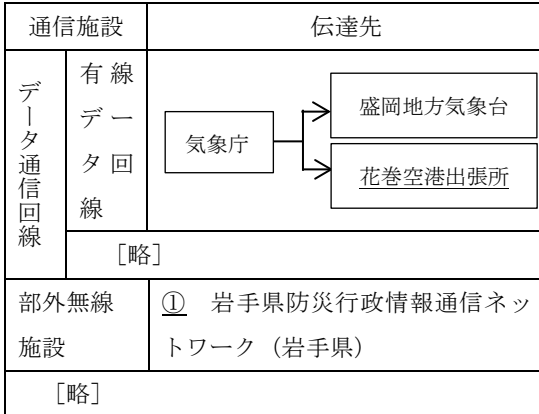
	<p>噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山防災に関する防災知識の普及について記載するもの ○ 防災知識の普及に係る観光事業者等との連携について記載するもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-6	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ 県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通じて成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、<u>岩手山火山防災マップ</u>や<u>噴火を想定した仮想シナリオ</u>を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件等を考慮し、より実際の災害想定を行う。</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ 県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関 <u>及び観光事業者等</u>に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通じて成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。</p> <p>○ [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 防災訓練の実施に当たっては、住民のみならず登山者や観光客等への対応についても想定する。</u></p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、<u>火山防災マップ</u>や<u>噴火シナリオ等</u>を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件等を考慮し、より実際の災害想定を行う。</p> <p>3 [略]</p>
修正理由	<p>○ 火山災害に係る防災訓練への観光事業者等の参加の呼びかけについて規定するもの</p> <p>○ 防災訓練は、登山者や観光客等についても想定して行うことについて規定するもの</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、火山防災マップ及び噴火シナリオ等を活用することについて規定するもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
3-2-8	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 地震観測施設</p> <table border="1" data-bbox="276 752 815 1480"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>地震計</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td>岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢</td> </tr> <tr> <td>震度観測点</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td>気象官署1、<u>地震計5</u>、宮古市鉬ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、<u>洋野町種市</u>、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p>	施設名	箇所数	設置場所	[略]			地震計	6	岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢	震度観測点	18	気象官署1、 <u>地震計5</u> 、宮古市 鉬ヶ崎 、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、 <u>洋野町種市</u> 、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 地震観測施設</p> <table border="1" data-bbox="885 752 1425 1480"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>多機能型地震計</u></td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢、<u>岩手雫石、久慈枝成沢</u></td> </tr> <tr> <td>震度観測点</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td>気象官署1、<u>多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く7箇所）</u>、宮古市鉬ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、<u>岩手洋野町種市</u>、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p>	施設名	箇所数	設置場所	[略]			<u>多機能型地震計</u>	8	岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢、 <u>岩手雫石、久慈枝成沢</u>	震度観測点	20	気象官署1、 <u>多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く7箇所）</u> 、宮古市 鉬ヶ崎 、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、 <u>岩手洋野町種市</u> 、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町
施設名	箇所数	設置場所																								
[略]																										
地震計	6	岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢																								
震度観測点	18	気象官署1、 <u>地震計5</u> 、宮古市 鉬ヶ崎 、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、 <u>洋野町種市</u> 、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町																								
施設名	箇所数	設置場所																								
[略]																										
<u>多機能型地震計</u>	8	岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢、 <u>岩手雫石、久慈枝成沢</u>																								
震度観測点	20	気象官署1、 <u>多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く7箇所）</u> 、宮古市 鉬ヶ崎 、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、 <u>岩手洋野町種市</u> 、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町																								
3-2-9	<p style="text-align: center;">（気象庁以外の機関が設置している主な観測施設）</p> <table border="1" data-bbox="271 1659 815 1939"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ <u>17</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			岩手山遠望観測施設	カメラ <u>17</u>	[略]	[略]			<p style="text-align: center;">（気象庁以外の機関が設置している主な観測施設）</p> <table border="1" data-bbox="880 1659 1425 1939"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ <u>16</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p>	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			岩手山遠望観測施設	カメラ <u>16</u>	[略]	[略]		
施設等名	箇所数	設置機関																								
[略]																										
岩手山遠望観測施設	カメラ <u>17</u>	[略]																								
[略]																										
施設等名	箇所数	設置機関																								
[略]																										
岩手山遠望観測施設	カメラ <u>16</u>	[略]																								
[略]																										

3-2-10

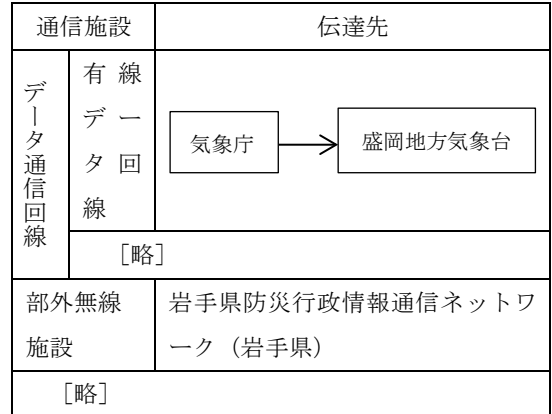
- 気象庁は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。



- [略]
- ① 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
[略]	
噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報（定時）	<u>噴火警戒レベルが上がるなど活動が高まった火山について、噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を噴火の発生に関わらず</u> 定期的に発表。
[略]	
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。 ・ [略]

- 気象庁は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。



- [略]
- ① 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
[略]	
噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（ <u>活火山であることに留意</u> ）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報（定時）	<u>噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に</u> 予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲 <u>について</u> 定期的に発表。
[略]	
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表。</u> ・ [略]
噴火速報	<u>常時観測火山において、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表。視界</u>

<p>3-2-11</p>	<table border="1" data-bbox="276 73 807 257"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1" data-bbox="276 347 807 622"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>[略]</td> <td>レベル1 (平常)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1" data-bbox="276 712 807 943"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>キーワード</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>[略]</td> <td>平常</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>④・⑤ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 周辺市町村は、<u>住民等</u>が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から市町村、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。</p> <p>[略]</p>			名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	[略]				噴火予報	[略]	レベル1 (平常)	[略]	名称	対象範囲	キーワード	発表基準	[略]				噴火予報	[略]	平常	[略]	<table border="1" data-bbox="882 73 1430 257"> <tr> <td></td> <td>不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</td> </tr> </table> <p>②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1" data-bbox="882 347 1430 622"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>[略]</td> <td>レベル1 (<u>活火山であることに留意</u>)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1" data-bbox="882 712 1430 943"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>キーワード</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>[略]</td> <td><u>活火山であることに留意</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>④・⑤ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 周辺市町村は、<u>山小屋の管理人及び住民等</u>が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から市町村、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。</p> <p>[略]</p>		不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	[略]				噴火予報	[略]	レベル1 (<u>活火山であることに留意</u>)	[略]	名称	対象範囲	キーワード	発表基準	[略]				噴火予報	[略]	<u>活火山であることに留意</u>	[略]
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準																																																			
[略]																																																						
噴火予報	[略]	レベル1 (平常)	[略]																																																			
名称	対象範囲	キーワード	発表基準																																																			
[略]																																																						
噴火予報	[略]	平常	[略]																																																			
	不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。																																																					
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準																																																			
[略]																																																						
噴火予報	[略]	レベル1 (<u>活火山であることに留意</u>)	[略]																																																			
名称	対象範囲	キーワード	発表基準																																																			
[略]																																																						
噴火予報	[略]	<u>活火山であることに留意</u>	[略]																																																			
<p>修正理由</p>	<p>○ 気象予報・警報等の記載について見直しを行うもの</p> <p>○ 山小屋の管理人が火山活動に関する異常現象を発見した場合の通報について記載するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>																																																					

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-17	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、火山災害から住民及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。</p> <p>なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・避難行動要支援者等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の基準に適合した内容を盛り込むこと。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p style="text-align: center;">【本編・第2章・第5節・第2・1 参照】</p> <p>2 <u>学校、病院、社会福祉施設等</u>における <u>避難計画</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、火山災害から住民、<u>登山者</u>及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。</p> <p>なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・避難行動要支援者等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の基準に適合した内容を盛り込むこと。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ <u>警戒地域の指定があった市町は、火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容について、市町村地域防災計画に規定する。</u></p> <p>○ <u>関係市町は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。</u></p> <p>2 <u>避難促進施設</u>における <u>避難確保計画</u></p> <p>○ <u>避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、関係市町に報告する。</u></p> <p>○ <u>避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について関係市町に報告する。</u></p> <p>○ <u>関係市町は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助</u></p>

【本編・第2章・第5節・第2・2参照】

3 [略]

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

○ 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

避難	ア～ウ [略]
場所	エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を <u>収容できるような</u> 場所であること。
	オ・カ [略]
[略]	

2・3 [略]

第6 避難に関する広報

○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、火山災害を想定した 防災マップ、広報誌、インターネット、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

[略]

第8 火山災害に対する住民等の予防措置

1 [略]

2 登山者等の予防措置

ア・イ [略]

ウ 次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに

言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

3 [略]

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

○ 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

避難	ア～ウ [略]
場所	エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を <u>受入れ可能な</u> 場所であること。
	オ・カ [略]
[略]	

2・3 [略]

第6 避難に関する広報

○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、火山災害を想定した 火山防災マップ、広報誌、インターネット、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

[略]

○ 県及び市町村は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入、いわてモバイルメールへの登録等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。

第8 火山災害に対する住民等の予防措置

1 [略]

2 登山者等の予防措置

ア・イ [略]

ウ 次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに

3-2-18

3-2-19	下山する。 ① [略] ② <u>噴火警戒レベル2以上</u> が発表されたとき ③ [略]	下山する。 ① [略] ② <u>噴火警報(居住地域)若しくは噴火警報又は噴火警報(火口周辺)若しくは火口周辺警報</u> が発表されたとき ③ [略] ④ <u>噴火速報</u> が発表されたとき
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山災害対策特別措置法の改正に伴い、市町村は、警戒地域ごとに、避難計画を策定し、その内容を市町村地域防災計画に定めることについて規定するもの ○ 火山災害対策特別措置法の改正に伴い、避難促進施設の所有者又は管理者が作成する避難確保計画について規定するもの ○ 県及び市町村は、登山者等に対して、登山者カードの記入、いわてモバイルメールへの登録等を行うよう、広報を行うことについて規定するもの ○ 登山者等の予防措置について見直しを行ったもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案				
<p>新設 3-3-12 の前</p>		<p style="text-align: center;"><u>第1節の2 広域防災拠点活動計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。</u></p> <p>2 <u>広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。</u></p> <p>第2 広域防災拠点の開設等</p> <p>県本部長、市町村本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。</p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="893 929 1436 1332"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山災害</td> <td>噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>広域防災拠点の開設</u> 【本編・第3章・第1節の2・第2・2 参照】</p> <p>3 <u>広域防災拠点の運営</u> 【本編・第3章・第1節の2・第2・3 参照】</p> <p>4 <u>廃止基準</u> 【本編・第3章・第1節の2・第2・4 参照】</p> <p>第3 広域防災拠点</p> <p>1 <u>広域支援拠点</u> 【本編・第3章・第1節の2・第3・1 参照】</p> <p>2 <u>後方支援拠点</u> 【本編・第3章・第1節の2・第3・2 参照】</p>	災害の種類	開設基準	火山災害	噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
災害の種類	開設基準					
火山災害	噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル4以上（噴火警戒レベルが運用されている火山に限る。）又は噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されていない火山を除く。）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合					
<p>修正理由</p>	<p>○ 広域防災拠点の運用を開始することから、広域防災拠点活動計画を新設するもの</p>					

頁	現 計 画	修 正 案																												
3-3-12	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p>	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p>																												
3-3-13	<p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。 (気象業務法に基づくもの)</p> <p>(1)火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="277 663 807 1704"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>降灰予報</td> <td>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>火山現象に関する情報等</td> <td>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	[略]		噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。	降灰予報	噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。	[略]		火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。	<p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。 (気象業務法に基づくもの)</p> <p>(1)火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="884 663 1430 1704"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（<u>活火山であることに留意</u>）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>降灰予報（定時）</td> <td>噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲について定期的に発表。</td> </tr> <tr> <td>降灰予報（速報）</td> <td>予想される降灰量分布（市町村単位）、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに（5～10分程度）発表。</td> </tr> <tr> <td>降灰予報（詳細）</td> <td>予想される降灰範囲や降灰量（市町村単位）、降灰開始時間について、噴火後（20分から30分程度）に発表。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>火山現象に関する情報等</td> <td>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	[略]		噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（ <u>活火山であることに留意</u> ）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。	降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲について定期的に発表。	降灰予報（速報）	予想される降灰量分布（市町村単位）、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに（5～10分程度）発表。	降灰予報（詳細）	予想される降灰範囲や降灰量（市町村単位）、降灰開始時間について、噴火後（20分から30分程度）に発表。	[略]		火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発</u>
種類	内容																													
[略]																														
噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。																													
降灰予報	噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表。																													
[略]																														
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。																													
種類	内容																													
[略]																														
噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（ <u>活火山であることに留意</u> ）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。																													
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲について定期的に発表。																													
降灰予報（速報）	予想される降灰量分布（市町村単位）、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに（5～10分程度）発表。																													
降灰予報（詳細）	予想される降灰範囲や降灰量（市町村単位）、降灰開始時間について、噴火後（20分から30分程度）に発表。																													
[略]																														
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発</u>																													

	・ [略]
--	-------

3-3-14

ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
[略]			
噴火予報	[略]	レベル1 (平常)	[略]

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
[略]			
噴火予報	[略]	平常	[略]

3-3-15

2 気象予報・警報等の種類及びその内容

(1) 気象予報・警報等の種類

火山情報 及び気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類	内容
[略]	
地震に関する情報	各地の震度に関する情報
	その他の情報 ○発表基準 <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u> ○内容 <u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した</u>

3-3-16

	表。 ・ [略]
噴火速報	常時観測火山において、初めて噴火した場合又は継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。

ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
[略]			
噴火予報	[略]	レベル1 (<u>活火山であることに留意</u>)	[略]

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
[略]			
噴火予報	[略]	<u>活火山であることに留意</u>	[略]

2 気象予報・警報等の種類及びその内容

(1) 気象予報・警報等の種類

地震情報 及び気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類	内容
[略]	
地震に関する情報	各地の震度に関する情報

	<u>場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>
推計震度分布図	[略]
遠地地震に関する情報	[略]

注) ※ 震度速報は、盛岡地方気象台から直接の伝達は行わない。

3-3-20

イ・ウ [略]

(2) 伝達系統

火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりとする。

予報・警報等の区分	発表機関	伝達系統
[略]		
気象、洪水について の予報及び警報並びに 火災気象通報	[略]	気象予報・警報 伝達系統図（資料編 3-2-3）のとおり。
[略]		
火災警報	[略]	気象予報・警報 伝達系統図（資料編 3-2-3）のとおり。

(3) [略]

3-3-21

(4) 県の措置

- [略]
- 気象予報・警報等の通知又は通報は、原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通報により行う。
- 県及び市町村は相互に連携を図りながら、

推計震度分布図	[略]
遠地地震に関する情報	[略]
その他の情報	○発表基準 <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</u> ○内容 <u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>

イ・ウ [略]

(2) 伝達系統

火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりとする。

種類	発表機関	伝達系統
[略]		
気象、洪水について の予報及び警報並びに 火災気象通報	[略]	気象警報等 伝達系統図（資料編 3-2-3）のとおり。
[略]		
火災警報	[略]	火災気象通報・火災警報 伝達系統図（資料編 3-2-11）のとおり。

(3) [略]

(4) 県の措置

- [略]
- 気象予報・警報等の通知又は通報は、原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通報により行う。
- 噴火警報及び気象特別警報等については、「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。
- 県及び市町村は相互に連携を図りながら、

	<p>受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。</p> <p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村長は、特別警報に位置付けられる噴火警報（居住地域）<u>又は</u>噴火警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。 ○ [略] <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。</p> <p>(5) 市町村の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村長は、<u>気象特別警報又は特別警報に位置付けられる噴火警報（居住地域）若しくは</u>噴火警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。 ○ [略] <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の記載について見直しを行うもの ○ Jアラートを活用した情報の入手・伝達経路の複数化について規定するもの ○ その他所要の整備をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-28	<p style="text-align: center;">第6節 <u>災害予測図修正計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>災害の状況は、噴火形態や積雪量等の条件により、防災マップに示すものと大きく異なる可能性がある。</u></p> <p><u>噴火発生後に詳細な状況把握に基づいた再シミュレーションを行うことは、その後の各種の防災対応を実施するうえで非常に有効である。</u></p> <p><u>再シミュレーションを行うために必要な地形変化を把握することが重要であり、国、県その他の防災関係機関は噴火発生後に災害予測図の修正を行い、その結果を受けて、国、県、市町村その他の防災関係機関は、対策について再検討する。</u></p> <p>第2 修正計画等</p> <p>1 修正計画</p> <p><u>国、県その他の防災関係機関は、あらかじめ土石流等に関する再シミュレーションの実施計画を策定する。</u></p> <p><u>計画は、以下の点に留意をして策定する。</u></p> <p>(1) <u>火山灰たい積状況に関する調査結果の収集</u></p> <p>(2) <u>再シミュレーションに必要な地形データ等の事前準備</u></p> <p>(3) <u>再シミュレーション結果に関する情報伝達体制及び情報伝達手段</u></p> <p>2 修正に基づく対策</p> <p><u>国、県、市町村その他の防災関係機関は、災害予測図の修正結果をもとに、対策の手順を再検討する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 <u>削除</u></p>
修正理由	<p>○ 本節の内容については、第1節「火山防災協議会活動計画」に含むこととしたことから、削除する。</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-49	<p style="text-align: center;">第 18 節 避難・救出計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び指示並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 18 節 避難・救出計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、<u>登山者</u>等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難勧告及び指示並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p>
3-3-50	<p>第 3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等の内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な避難勧告等を行うよう努める。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>第 3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等の内容</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、<u>火山防災協議会において協議された火山ハザードマップ及び避難計画等を参考にしつつ</u>、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら、段階的な避難勧告等を行うよう努める。</p> <p>2・3 [略]</p>
3-3-53	<p>4 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>避難所収容</u>の対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>[略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>4 避難場所の開設</p> <p><u>【本編・第3章・第15節・第3・4参照】</u></p> <p>5 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>避難所での受入れ</u>の対象となる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>[略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
3-3-55	<p>5 帰宅困難者対策</p> <p>【本編・第3章・第15節・<u>第3・5参照</u>】</p> <p>6 避難所以外の生活困難者の把握</p> <p>【本編・第3章・第15節・<u>第3・6参照</u>】</p> <p>7 広域一時滞在</p>	<p>6 帰宅困難者対策</p> <p>【本編・第3章・第15節・<u>第3・6参照</u>】</p> <p>7 避難所以外の生活困難者の把握</p> <p>【本編・第3章・第15節・<u>第3・7参照</u>】</p> <p>8 広域一時滞在</p>

	<p>【本編・第3章・第15節・<u>第3・7</u> 参照】</p> <p><u>8</u> 住民等に対する情報等の提供体制</p> <p>【本編・第3章・第15節・<u>第3・8</u> 参照】</p>	<p>【本編・第3章・第15節・<u>第3・8</u> 参照】</p> <p><u>9</u> 住民等に対する情報等の提供体制</p> <p>【本編・第3章・第15節・<u>第3・9</u> 参照】</p>
修正理由	<p>○ 災害発生時における、登山者の安全確保について規定するもの</p> <p>○ 市町村は、避難勧告等の発令に当たっては、火山ハザードマップ及び避難計画等を参考にするよう規定するもの。</p> <p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>3-3-72</p> <p>3-3-73</p> <p>3-3-74</p>	<p>第 29 節 農畜産物応急対策計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 畜産対策</p> <p>(1) 協力機関</p> <p>○ 地方支部農林班は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>県農業共済組合連合会</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ <u>農業共済組合</u></p> <p>カ <u>獣医師会</u></p> <p>キ <u>地域自衛防疫協議会</u></p> </div> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 飼料等の確保</p> <p>○ 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県本部長は、政府保有の麦類、ふすま等の放出を要請するほか、<u>県経済農業協同組合連合会</u> 又は大口の飼料取扱業者に対して、必要数量の確保、供給について要請する。</p> <p>エ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p>	<p>第 29 節 農畜産物応急対策計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 畜産対策</p> <p>(1) 協力機関</p> <p>○ 地方支部農林班は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>県農業共済組合</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ <u>県獣医師会</u></p> <p>カ <u>地域自衛防疫協議会</u></p> </div> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 飼料等の確保</p> <p>○ 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県本部長は、政府保有の麦類、ふすま等の放出を要請するほか、<u>全国農業協同組合連合会岩手県本部</u> 又は大口の飼料取扱業者に対して、必要数量の確保、供給について要請する。</p> <p>エ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-3-75	<p>第 30 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第 1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者） 公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 河川管理施設</p> <table border="1" data-bbox="301 752 833 1025"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・石淵ダム管理支所）</td> <td>四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、<u>石淵ダム</u>の河川管理施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	[略]		国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・石淵ダム管理支所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、 <u>石淵ダム</u> の河川管理施設	[略]		<p>第 30 節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第 1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者） 公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 河川管理施設</p> <table border="1" data-bbox="906 752 1422 1025"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・<u>胆沢ダム</u>管理支所）</td> <td>四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、<u>胆沢ダム</u>の河川管理施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	[略]		国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・ <u>胆沢ダム</u> 管理支所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、 <u>胆沢ダム</u> の河川管理施設	[略]	
[略]														
国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・石淵ダム管理支所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、 <u>石淵ダム</u> の河川管理施設													
[略]														
[略]														
国土交通省（北上川ダム統合管理事務所四十四田・御所・田瀬・湯田・ <u>胆沢ダム</u> 管理支所）	四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、 <u>胆沢ダム</u> の河川管理施設													
[略]														
修正理由	○ 胆沢ダムの完成に伴い、所要の修正をするもの													